

医療費助成制度の受給者の方・これから申請をする方へ

子どもはぐくみ医療費助成・重度心身障害者等医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成・未熟児養育医療費助成

上記の医療費助成制度では新規申請時や健康保険の資格内容に変更があった場合に、健康保険の確認をしています。各医療費助成制度を新規申請する場合や、すでに受給中の方の健康保険の内容に変更があった場合は、現在ご加入の健康保険を確認するために、資格確認書、資格情報のお知らせ、健康保険証のいずれかをご用意ください。

※子どもはぐくみ医療費助成・未熟児養育医療費助成はお子様の健康保険を確認します。

※ひとり親家庭等医療費助成は父母等およびお子様の健康保険を確認します。

※重度心身障害者等医療費助成は受給者ご本人の健康保険を確認します。

(身体障害者手帳および療育手帳が新しく交付された時も確認が必要です)

なお、新規申請時や資格内容の変更時に受給者・被保険者の所得確認が小松島市でできない場合、上記以外の書類をお願いすることもあります。詳しくはお問い合わせください。

各医療費助成制度を受けるためには申請が必要です。制度ごとに受給のための要件がありますが、お子様が生まれた、ひとり親家庭等に該当された、障害者手帳等を取得された等の場合はご相談ください。(ひとり親家庭等医療費助成制度・重度心身障害者等医療費助成制度は年度ごとに所得確認を行うため、対象外となった翌年度に対象となる場合もあります)

問 市保険年金課 医療・年金担当(市役所1階④番窓口) ☎32・4120/FAX35・0173
✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

国民年金保険料納付のご案内

令和7年4月分から令和8年3月分の国民年金保険料は月額17,510円です。

日本年金機構から送付される納付書により金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めていただくか、電子(キャッシュレス)決済、電子納付(Pay-easy)により納付期限までに納めてください。

また、事前の申込により口座振替やクレジットカードでの納付も可能です。

その他、保険料を前納(6カ月分、1年度分、2年度分、年度の途中から年度末または翌年度末まで)をすると毎月納める場合と比べて保険料が割引されます。

退職による特例免除

特例免除とは、国民年金保険料算定の際に、審査対象者のうち、退職(失業)された方の前年の所得をゼロとして審査を行い、保険料納付が免除されるものです。

ただし、退職(失業)者以外の審査対象者に一定以上の所得があるときには、免除が認められない場合があります。

手続きに必要なもの

- ◎基礎年金番号通知書や年金手帳など基礎年金番号または個人番号がわかるもの
- ◎雇用保険受給資格者証または離職票などの写し
- ◎本人以外が来庁される場合は委任状
- ◎来庁者の本人確認ができる書類(マイナンバーカードや運転免許証)



申請・問 市保険年金課 年金担当(市役所1階③番窓口) ☎32・4120/FAX35・0173
✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp
徳島南年金事務所 ☎088・652・3114/FAX088・654・0219